

地方公務員災害補償基金
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金
本部企画課長
(公印省略)

「「療養の範囲について」の実施について」の一部改正について（通知）

「「療養の範囲について」の実施について」（昭和45年10月21日地基補第510号）の一部を別添のとおり改正したので、その実施に遺漏のないようお願いします。

記

1 看護に要する費用又は付添に要する費用について

(1) 概要

「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」及び「病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に係る看護に要する費用又は付添に要する費用について、国家公務員災害補償制度における当該費用の支給額の見直しを踏まえ、地方公務員災害補償制度においても同様に労働者災害補償保険制度の計算方法の例を参考に支給することとするもの。

(2) 施行日

令和7年7月1日

改正後の4の(4)及び5の(8)の規定は令和7年7月1日以後に行われた看護に要する費用又は付添に要する費用について適用することとし、同日前に行われた看護に要する費用又は付添に要する費用については、なお従前の例による。

(3) 経過措置

(1)の見直しに伴い、次のいずれにも該当する者に対しては、令和8年6月30日までの間、見直し後の額のほか、従前の取扱いによることとした場合に支給される額から見直し後の額を減じた額を2で除して得られる額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得られる額）を支給すること。

ア 施行日前に発生した事故により公務災害又は通勤災害と認定された者

イ 見直し後の額が従前の取扱いによることとした場合に支給される額に達しな

いこととなる者

2 移送の費用について

(1) 概要

交通費及び宿泊費の支給額については、これまで「社会通念上当該地域において妥当と認められる額の範囲内で被災職員が実際に負担した額」としてきたが、その支給額等を明確化する改正を行うもの。

(2) 施行日

令和7年7月1日

改正後の6の(1)から(5)の規定は令和7年7月1日以後に出発した移送の費用について適用することとし、同日前に出発した移送の費用については、なお従前の例による。ただし、同日前に出発し、かつ、同日以後に完了した移送の費用については、当該規定は、当該移送の費用のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該移送の費用のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 独歩できない場合の介護付添に要する費用について

(1) 概要

被災職員が独歩できない場合の介護付添に従事する者の費用については、これまで、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）の規定による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律別表第1（以下、「改正前旅費法別表第1」という。）に規定されていた日当の最低額を最低補償額として規定していたが、改正前旅費法別表第1が廃止されたことから、最低補償額の規定を廃止するなどの改正を行うもの。

(2) 施行日

令和7年7月1日

改正後の6の(6)の規定は令和7年7月1日以後に行われた介護付添に要する費用について適用することとし、同日前に行われた介護付添のうち、令和7年4月1日から同年6月30日までに行われた介護付添に要する費用の最低補償額は1,700円とし、それ以外はなお従前の例による。

(3) 経過措置

(1)の見直しに伴い、次のいずれにも該当する者に対しては、令和8年6月30日までの間、介護付添に要する費用として850円を支給するものとする。

ア 施行日前に発生した事故により公務災害又は通勤災害と認定された者

イ 施行日後に被災職員が独歩できない場合の移送のための介護付添に従事した者であって、これにより失った給与の額が1日につき850円に満たない者又は給与を受けていない者